



令和7年12月号

この号の内容

ページ1～2

・令和7年秋季火災予防運動

ページ3

・地域が一体となった火災予防広報活動

ページ4

・防火防災作品審査会の開催

・危険物施設事故対応訓練を実施しました！

ページ5～6

・消防法令に基づく各種届出



あぶくま消防本部
予防課だより
【広報誌】

令和7年秋季火災予防運動

2025年度全国統一防火標語

「**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**」

令和7年11月9日から11月15日までの7日間、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されました。

あぶくま消防本部では、期間中、署員による消防署前での街頭広報をはじめ、商業施設等にご協力をいただき、女性防火クラブ員、女性消防団員とともに防火チラシの配布や住宅用火災警報器設置率向上に向けたアンケート調査、また消防車両の展示、濃煙体験など様々なイベントを開催し住民の皆様へ火災予防を呼びかけました。

これから冬を迎え、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季となります。暖房器具の使用など火の取り扱いには十分注意し良いお正月を迎えましょう！

○消防署前での街頭広報



岩沼消防署



亘理消防署



亘理消防署山元分署

○商業施設等での啓発活動

～岩沼市…岩沼市民会館ふれあい広場～



～亘理町…ヨークベニマル亘理店、巡回広報～



～山元町…やまもと夢いちごの郷、フレスコキクチ山下駅前店～



地域が一体となった火災予防広報活動

秋季火災予防運動期間中、**火災予防**ならびに**住宅用火災警報器の設置・維持促進**を目的に管内8施設の幼稚園・保育所にご協力をいただき、送迎バスにマグネットを貼付、**地域が一体となった広報活動**を実施しました。

住宅用火災警報器は煙や熱を感じし、警報により火災を早期に知らせる大変重要な設備です。

火災からご自身そしてご家族を守るために、**住宅用火災警報器を設置**しましょう！

設置済みのお宅は電池切れなどによる誤作動を防ぐための点検と設置から**10年**を目安とした交換をお願いします。

●広報協力施設

- 学校法人岩沼学園 岩沼こばと幼稚園、岩沼西こばと幼稚園
- 学校法人こばと学園 岩沼南こばと幼稚園
- 学校法人山元中央学園 岩沼さくら幼稚園、やまもと認定こども園
- いちょうの実幼稚園
- 学校法人やました学園 ふじ幼稚園
- 山元町つばめの杜保育所

ご協力ありがとうございました。

○マグネット貼付送迎バスのご紹介



岩沼南こばと幼稚園



ふじ幼稚園



岩沼こばと・西こばと幼稚園



やまもと認定こども園



いちょうの実幼稚園



岩沼さくら幼稚園

防火防災作品審査会の開催

令和7年10月9日、防火防災思想の普及啓発を目的にあぶくま消防本部と岩沼亘理地区防災安全協会主催による防火防災作品審査会を亘理町中央公民館において開催しました。

審査員に岩沼市退職校長会、亘理町学識者、各市町教育委員会の皆様をお招きし、管内小学生が夏休み中に製作した作品を厳正に審査しました。入選作品は、**当本部ホームページ**に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

○審査の様子



危険物施設事故対応訓練を実施しました！

令和7年11月10日、(株)東日本宇佐美6号亘理と亘理消防署による危険物施設事故対応訓練を実施しました。

この訓練は危険物災害への対応力強化及び地域防災力の向上を図ることを目的とし、給油中の車両から火災が発生し負傷者が出了という想定で行われました。

訓練では初動体制の確認、指揮体制、泡消火剤を使用した消火訓練、救護訓練など危険物施設と消防隊の連携が図られ、大変有意義なものとなりました。

○訓練の様子



知らなかつた!!

事業やお店を始められるみなさまへ

**消防法や各市町村条例に基づき
各種届出が必要です。**

入居に伴い、新たに消防用設備等

(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)の設置が必要となったり、防火管理や定期点検などの届出が必要となる場合があります。

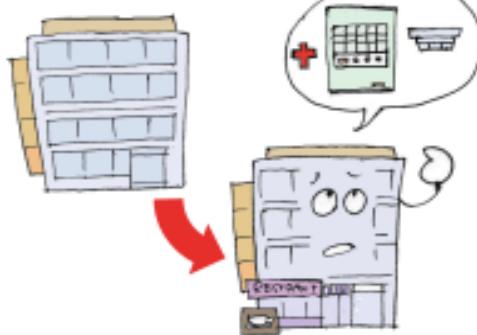
計画段階で管轄の消防機関にご相談ください。

こんなとき、新たな消防用設備等が必要に…

例1

事務所から飲食店へ変更

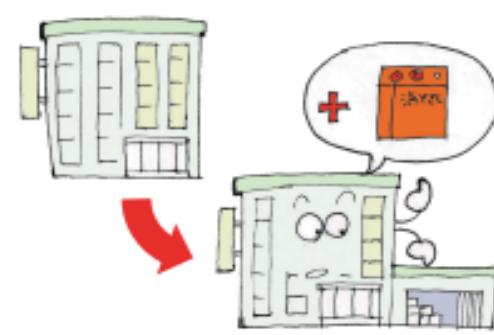
自動火災報知設備が必要に



例2

倉庫部分を増築

屋内消火栓設備が必要に



届出を怠ると消防法令違反となります。

事前に管轄消防機関へ相談・届出をしましょう!

は通じません。

消防法に違反すると

行政処分の対象に

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を行ったときは、標識の設置や公報への掲載等により
措置命令の内容などの周知を図ります。



違反建物として公表

消防用設備等の未設置など消防法令に関する重大な違反が確認された場合には、
建物名や違反の内容などを公表する場合があります。
公表は建物の利用者が自ら火災危険性に対する情報を入手して安心して利用できるよう
違反建物情報として消防機関のホームページでお知らせするものです。



罰則規定一覧 違反対象物公表制度

必要な届出書類として

事業開始前

事業開始後

<input checked="" type="checkbox"/> 防火対象物 使用開始届出書
【各市町村条例】 建物全体若しくはその一部の使用を開始する7日前までに消防機関へ届出が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 防火(防災)管理者 選任(解任)届出書
【消防法第8条(消防法第36条)】 建物内の収容人数により防火管理者の選任が必要となります。 ※防火管理者を変更する場合にも届出が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 消防計画作成(変更) 届出書
【消防法第8条・消防法施行令第3条の2】 防火管理者が必要な建物は、法令により消防計画を作成する義務があります。

<input checked="" type="checkbox"/> 防火対象物 (防災管理) 点検結果報告書
【消防法第8条の2の2(消防法第36条)】 消防法で義務となる防火対象物(防災管理対象物)は法定点検が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 工事整備対象設備等 着工届出書
【消防法第17条の14】 自動火災報知設備やスプリンクラー設備等の工事を要する設備の工事前(10日前まで)に消防機関へ届出が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 消防用設備等 設置届出書
【消防法第17条の3の2】 消防用設備等の設置完了後に消防機関へ届出が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 火を使用する設備等 の設置に関する 届出書
【各市町村条例】 変電設備、ボイラー等火を使用する設備の設置工事前に消防機関へ届出が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 消防用設備等 点検結果報告書
【消防法第17条の3の3】 消防法で義務となる消防用設備等は法定点検が必要です。

あぶくま消防本部 予防課
宮城県岩沼市末広一丁目6番32号
TEL : 0223-22-5191
FAX : 0223-22-5547

一般社団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

